

アスベスト対策に関する調査

<事例集>

資料 1	調査対象としたアスベスト使用実態調査の概要	1
資料 2	1,000 m ² 未満の民間建築物におけるアスベストが含有されている可能性 がある吹付け材が使用されている例	2
資料 3	民間建築物調査において対象建築物の種類を限定して調査している例	3
資料 4	ばく露防止対策等が講じられていない例	4
資料 5	廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査表の作成状況	6
資料 6	建築物内の部屋、調査対象建材が把握漏れとなっている事例	7
資料 7	調査対象労働局・監督署における建設リサイクル法に基づく届出情報の 入手状況	8

【調査対象としたアスベスト使用実態調査の概要】

使用実態調査 の名称		国の建築物調 査	地方公共団体 施設調査	学校施設等調 査	病院調査	社会福祉施設等 調査	民間建築物調査	
区分								
所管省		国土交通省	総務省	文部科学省	厚生労働省	厚生労働省	国土交通省	
調査対象建築物	種類	国の建築物	地方公共団体 施設	国公立学校 等	病院（大学病院 を除く）	保育所、特別養 護老人ホーム等	民間の建築物	
	施工時期	指定なし	平成8年度以 前	平成8年度以 前	平成8年度以前	平成8年度以前	昭和31年～平成 元年	
	面積	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	おおむね1,000 ㎡以上の建築物	
調査対象ア スベ スト 建 材	吹 付 け 材	アスベスト	○	○	○	○	○	
		ロックウール	○	○	○	○	○	
		パーミキュライ ト(ひる石)	—	—	○	○	○	—
		パーライト	—	—	○	○	○	—
	保 温 材 等	折板裏打 ちアスベ スト断熱材	—	—	○	○	○	—
調査結果の公表時 期		17年9月29日 12月27日 18年3月31日	17年11月29日 18年 5月10日 19年 6月18日	17年 9月29日 11月29日 18年 3月16日 8月23日	17年11月29日 18年 2月13日	17年11月29日 18年 2月13日	17年 9月29日 10月28日 12月19日 18年 3月31日 10月24日	
調査対象建築物数		84,215	401,830	151,925	7,866	92,346	256,211	
調査数(a)		84,215	400,083	151,925	7,809	90,229	210,809	
アスベスト使用 建築物数(b)		698	14,411	8,514	2,275	4,597	15,787	
比率(b/a) %		0.8	3.6	5.7	29.1	5.1	7.5	

(注) 1 実態調査の実施要領等に基づき、当省が作成した。

2 各省は、平成17年10月以降、調査結果を数次に渡り公表しているため、「調査対象建築物数」、「調査数」、「アスベスト使用建築物数」及び「比率」欄は、それぞれの「公表時期」欄のうちの最下段の時点の数値を記載した。

3 「調査対象建築物数」欄には、それぞれの使用実態調査において調査対象とした建築物の数を、「調査数」欄には、それぞれの使用実態調査において調査対象とした建築物のうち回答があったものの数を、「アスベスト使用建築物数」欄にはそれぞれの使用実態調査において調査対象とした建材がある建築物の数を記載した。

【1,000 m²未満の民間建築物におけるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用されている例】

(単位：施設、%)

調査数		アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用されている1,000m ² 未満の民間建築物の例		
アスベストが含有されている可能性がある吹付け材を使用		施設等名 (種類・所在県)	しゅん工年 (床面積)	アスベストの使用状況等
42 (100)	7 (16.7)	B f 7 (旅館・宮城県)	昭和54 (576m ²)	階段、倉庫、機械室の天井部分に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付け石綿)が使用されているが、所有者等は使用の有無を把握していない。階段天井の一部に、吹付け材が損傷・劣化し落下している箇所がみられる。
		B f 10 (診療所・宮城県)	昭和51 (312m ²)	天井裏の鉄骨部分に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付け石綿)が使用されているが、所有者等は使用の有無を把握していない。
		A f 10 (診療所・山形県)	昭和54 (839m ²)	機械室の天井に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付けアスベスト)が使用されている。所有者等は自主的に建築業者に使用の有無を確認している。
		N f 6 (ホテル・愛知県)	昭和49 (769m ²)	天井裏の鉄骨部分、エレベータ昇降路及び機械室の壁・天井部分に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付けアスベスト)が使用されているが、所有者等は使用の有無を把握していない。機械室天井の一部に、吹付け材が劣化し、たれ下がりや損傷が生じている箇所がみられる。
		N f 9 (診療所・愛知県)	昭和43 (355m ²)	機械室の鉄骨の被覆材に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付けアスベスト又は吹付けロックウール)が使用されているが、所有者等は使用の有無を把握していない。吹き付けられた鉄骨の一部に、吹付け材が劣化し、繊維のはがれ、たれ下がりが生じている箇所がみられる。
		J f 9 (店舗・岐阜県)	昭和45 (307m ²)	倉庫の鉄骨の被覆材に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付けアスベスト)が使用されている。所有者等は、自主的に調査を実施し、さらに、検査機関に分析調査を依頼した結果、アスベストを1%以上含有した吹付けアスベストが使用されていることを把握している。
		E f 7 (旅館・広島県)	昭和60 (479m ²)	建物の鉄骨部分全体に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付けロックウールー吹付け石綿)が使用されている。所有者等は、アスベストが使用されている可能性は認識しているものの、吹付け材の種類やアスベスト含有の有無については把握していない。倉庫において、露出している吹付け材の一部が劣化し、はがれが生じている箇所がみられる。

(注) 当省の調査結果による。アスベストの使用状況は、当省が、現地での目視、設計図書等の関係書類、所有者等からの聴取により確認したものである。

【民間建築物調査において対象建築物の種類を限定して調査している例】

○ E都道府県内の市における調査対象建築物の選定状況

(単位：施設)

市名	対象建築物の選定方法	選定理由	対象建築物数
E b	鉄骨造（500㎡以上）に限定	鉄骨造にアスベストが使用されている可能性が高いため限定	86
E c	鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定	緊急的で調査期間も短いことから、E都道府県の調査要領で重点的とされたものだけに限定	153
E d	鉄骨造に限定	鉄骨造にアスベストが使用されている可能性が高いため限定	80
E e	鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定	E都道府県の調査要領を対象建築物を限定する趣旨と理解し限定	73
E f	鉄骨造の駐車場、倉庫、工場、店舗、事務所、ホテルに限定	鉄骨造にアスベストが使用されている可能性が高いため限定	42
E g	鉄骨造に限定	鉄骨造にアスベストが使用されている可能性が高いため限定	34
E h	鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定	緊急的で調査期間も短いことから、E都道府県の調査要領で重点的とされたものだけに限定	34

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「対象建築物数」は、各市において民間建築物調査の対象とした建築物数である。

○ E c市の調査対象建築物の選定内容等

市名	調査対象建築物の選定内容
E c	<p>E c市は、E都道府県からの調査依頼において、「駐車場、倉庫、工場の用途を含む鉄骨造建築物の中に、吹付けアスベストが存在する可能性が高いと考えられるので、これらの建築物を重点的に行うこと」とされたことから、調査実施期間が短いこともあり、当該建築物に対象を限定することが適当であると判断し、鉄骨造の駐車場、倉庫、工場のみ153施設を調査対象としている。</p> <p>一方、E c市における特殊建築物の状況を見ると、平成17年度末現在で床面積1,000㎡以上の共同住宅が665施設、旅館・ホテル・店舗・事務所が合わせて94施設、複合用途建築物（共同住宅と複合）が174施設などとなっており、これらの建築物のうち平成元年度以前に施工されたものが調査対象として選定されていないものとなっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

○ E都道府県全体の調査対象建築物数

E都道府県では、民間建築物調査においてE都道府県全体で10,656施設が調査対象とされているが、E都道府県内における床面積1,000㎡以上の特殊建築物の状況を見ると、次のとおりであり、調査対象とすべき建築物が的確に選定されていないことがうかがわれる。

(単位：施設)

民間建築物調査の対象とした建築物数	床面積1,000㎡以上の特殊建築物数					
	計	共同住宅 (1,000㎡以上)	旅館、ホテル (2,000㎡以上)	百貨店、 マーケット (3,000㎡以上)	事務所 (1,000㎡以上)	複合用途建築物 (共同住宅と複合のもの) (1,000㎡以上)
10,656	42,066	27,845	450	409	6,448	6,914

(注) 当省の調査結果による。

【ばく露防止対策等が講じられていない例】

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調 査の名称	しゅん工年	状況
I b 5 (福祉施設・埼 玉県)	地方公共団 体施設調査	昭和49年	<p>当該施設では、廊下及び事務室の天井に、吹付けバーミキュライト(クリソタイル5.3%含有)がみられた。</p> <p>当該施設では、アスベストの劣化等の状態について、吹付けの状態が安定していること、粉じん濃度測定を実施したところ0.5本/ℓ(測定下限値)未満であったことから、飛散のおそれはないと判断し、除去等の措置は講じないこととした(施設の改修工事の際に除去するとしているが、時期は未定)。</p> <p>しかし、当省が調査したところ、一部破損しているところ(会議室天井)や落下のおそれのあるところ(廊下天井)があり、安定しているとは言い難い状況がみられた。</p> <p>これについて、当該施設では、「現在、劣化がみられ、安定しているとは言い難い状況にあることは理解しているが、平成17年12月に行った粉じん濃度測定の結果等から使用できない状態であるとは認識していない。今後、劣化の進行状況を見守り、必要があれば再度粉じん濃度測定を行うなどして、使用できない状況であると判断されれば除去等の措置を実施したい。」としている。</p> <p>なお、廊下、事務室は常時使用している。</p>
I d 2 (病院・埼玉県)	病院調査	昭和52年	<p>当該施設では、①ボイラー室及び機械室、②パッケージ室、③発電機室の各室の壁、天井の梁巻^{はり}きに、吹付けアスベストとみられるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材がみられた。</p> <p>①ボイラー室及び機械室では、天井からのたれ下がり、壁の層表面の毛羽立ち、壁のスイッチ周りや物がぶつかったと思われる箇所に層の局部的損傷が、②パッケージ室では、天井からのたれ下がり、壁の層表面の毛羽立ちがみられたほか、壁にははしごが立てかけられ、③発電機室では、天井からのたれ下がり、壁の層表面の毛羽立ちがみられた。</p> <p>当該施設では、粉じん濃度測定の結果、①ボイラー室3.0本/ℓ、機械室3.4本/ℓ、②パッケージ室2.2本/ℓ、③発電機室未実施となっており、法令で定める基準(10本/ℓ)以内であるので、飛散のおそれはないと判断している。</p> <p>これら4室は施設の維持管理のため職員が使用する必要があり、①ボイラー室及び機械室は常時職員がいる状態、②パッケージ室は一日数回、③発電機室は週一回程度の使用となっている。</p> <p>当該施設では、建て替えを検討しているが、その時期は未定で、除去工事の実施を建て替えの時期まで待つか、その前に別途実施するか判断に苦慮しているとし、また、除去工事の実施に約5,000万円かかるほか、工事の期間は機械を止め病院を閉鎖しなければならず、その面の負担も大きいとしている。</p>
G f 2 (飲食店・東京 都)	民間建築物 調査	昭和57年	<p>当該施設では、店舗に付随している半屋内駐車場天井に、年代、形状からみてアスベストが含有されている可能性がある吹付けロックウールがみられた。</p> <p>当該施設では、繊維のくずれや、層の損傷等が目視で確認できるため、飛散のおそれがあると判断しているが、当該駐車場は来客用として営業に不可欠なものであり、使用を制限すると、来客の減少など業務に支障を生じるおそれがあることから、従来どおり使用している。</p> <p>当該施設では、飛散のおそれがあるため早急な対策が必要との認識は持っており、一部構造物の改修と合わせ当該吹付け材の除去のために必要な予算の見積もりをとったところ、約1,000万円を要する</p>

			とされたことから、予算対策に苦慮している。ただし、平成19年度中には除去する方向で業者と打合せを行っている。
K f 4 (駐車場等・香川県)	民間建築物 調査	昭和50年	<p>当該施設では、立体駐車場1～3階の柱、梁及び天井に耐火被覆材として、アスベスト含有吹付けロックウール（クリソタイル6.7%含有）がみられた。</p> <p>当該施設では、粉じん濃度測定を実施した結果、1階工場及び2階駐車場とも定量下限（0.12本/ℓ）未満であり、現状では飛散していないとしている。</p> <p>しかし、当省が調査したところ、吹き付けられた層の損傷・欠損がみられ、3階駐車場は、地上からの高さがあり、気流の流れがあることから、粉じん濃度測定は実施されていない。</p> <p>当該施設では、1階工場部分は平成3年に封じ込め済みであるが、駐車場部分の除去工事の実施には約6,000万円かかり、会社の収益も厳しいため、対応に苦慮しているとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

【廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査表の作成状況】

都道府県等名	特別管理産業廃棄物の処理に係る検査項目				廃石綿等の飛散防止措置に係る検査項目
	特別管理産業廃棄物管理責任者に係る検査項目		帳簿の備付けに係る検査項目	事前の文書通知に係る検査項目	
	設置の有無	資格要件			
堺市	立入検査表を未作成				
呉市					
高松市					
北海道	○	○	○	○	○
札幌市	×	×	×	×	○
宮城県	○	○	○	×	○
仙台市	○	×	○	○	○
埼玉県	○	×	○	×	○
さいたま市	○	×	○	×	○
岐阜県	○	○	×	○	○
岐阜市	×	×	×	×	○
大阪市	○	×	○	×	×
広島県	○	×	○	×	×
広島市	○	×	×	×	○
香川県	×	×	×	×	×
福岡県	○	○	○	×	×
福岡市	○	×	×	×	○
計	×：1県2市 ○：6道県5市	×：3県7市 ○：4道県	×：2県4市 ○：5道県3市	×：5県6市 ○：2道県1市	×：3県1市 ○：4道県6市

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表「特別管理産業廃棄物の処理に係る検査項目を盛り込んでいないもの」欄及び「廃石綿等の飛散防止措置に係る検査項目を盛り込んでいないもの」欄において、「○」印は立入検査表に当該項目が盛り込まれていることを示し、「×」印は盛り込まれていないことを示す。

【建築物内の部屋、調査対象建材が把握漏れとなっている事例】

○ 建築物全体における使用状況を十分確認していない例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	しゅん工年	状況
H d 2 (病院・佐賀県)	病院調査	昭和39年 増改築有	病院調査は平成8年度以前に施工された建築物を対象とするものであるが、当該施設では、病院調査の内容を十分理解しておらず、昭和55年までに施工された病棟等に限定して調査を実施している。 しかし、当省が昭和55年以降に施工された病室や機械室等を設計図書等により調査した結果、平成元年に施工された病棟の機械室に、病院調査の対象建材であるアスベスト含有の可能性が高い吹付けロックウールが壁や梁の部分に、折板裏打ちアスベスト断熱材（フェルトン）が天井部分に、各々使用されていることが判明した。なお、室内には、これらの建材が一部劣化し、床にはがれ落ちているものもみられた。
C f 11 (専門学校・北海道)	民間建築物調査	昭和63年	当該施設では、防音・断熱用としてアスベストが使用されている可能性があるエレベータ機械室について、調査対象とすることを失念し、目視等による確認も行われていない。なお、調査対象とした地下ポンプ室では、吹付けアスベストとみられる建材が露出しているものがみられる。

(注) 当省の調査結果による。

○ アスベストが含有されている可能性がある調査対象建材が把握漏れとなっている例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	しゅん工年	状況
B b 5 (公民館・宮城県)	地方公共団体施設調査	昭和51年	当該施設では、使用実態調査においてアスベストが使用されていないと報告している。しかし、当省が調査したところ、大会議室の後部壁面にロックウール状の吹付けがみられ、設計図書にも「ロックウール充填」と記載されていることから、アスベスト含有の可能性が高いロックウールが使用されていることが判明した。なお、当該施設では、今後、アスベスト含有の有無について分析調査を実施したいとしている。
N c 2 (中学校・愛知県)	学校施設等調査	昭和34年 増改築有	当該施設では、使用実態調査においてアスベストが使用されていないと報告している。しかし、当省が調査したところ、鉄骨造の技術教室の天井裏に、設計図書において「屋根裏ひる石吹付け」と記載されているアスベストが含有されている可能性がある吹付けパーミキュライトが使用されており、これについて調査日時点までにアスベスト含有の有無が確認されていないことが判明した。 なお、当省の調査後、当該施設がアスベスト含有の有無について分析調査を実施した結果、アスベストが含有されていないことが判明した。
D c 3 (高等学校・福岡県)	学校施設等調査	昭和46年 増改築有	当該施設では、使用実態調査においてアスベストが使用されていないと報告している。しかし、当省が調査したところ、視聴覚室天井や特別教室棟の階段部分に、設計図書において「ニッカウール」（学校施設等調査でアスベスト含有吹付けロックウールの商品名として例示されているもの）及び「パーライトブラスター吹付け」と記載されているアスベストが含有されている可能性がある吹付けロックウール及び吹付けパーライトが使用されており、これについて調査日時点までにアスベスト含有の有無が確認されていないことが判明した。 なお、当省の調査後、当該施設がアスベスト含有の有無について分析調査を実施した結果、アスベストが含有されていないことが判明した。

(注) 当省の調査結果による。

【調査対象労働局・監督署における建設リサイクル法に基づく届出情報の入手状況】

労働局・監督署		入手の有無		未入手の理由等
		局	署	
北海道	札幌東	×	×	労働局は、建設リサイクル法に基づく届出情報は入手しておらず、解体請負事業者の名簿を入手し各監督署に送付。監督署でも、県等の大気汚染防止法所管部局の届出情報のみで足りるとして入手していない。
	室蘭		×	
宮城	仙台	×	×	労働局は、各監督署に対して県等の担当部局と緊密な連携をとるよう指示。仙台監督署では当初届出情報を入手したが、アスベストが使用されている建築物を特定することができず、その後入手していない。大河原監督署では、県等の担当部局に、届出情報のうちアスベストが使用されているものについて提供を求めているが、提供を受けた実績がない。
	大河原		×	
埼玉	さいたま	×	×	労働局及び監督署とも、建設リサイクル法に基づく届出件数はとても多く、アスベストが使用されている建築物に限定して県等から提供してもらわないと利用できないとして入手していない(さいたま監督署管内のさいたま市で年間2,200~2,400件の届出あり。)
	所沢		×	
岐阜	岐阜	-	○	労働局は、各監督署に対して県等の担当部局と定期的に情報の提供が行われるよう連携するよう指示。岐阜及び多治見監督署では、県等の担当部局にアスベストが使用された建築物の解体に係る届出があった都度、県等から当該届出書の送付を受ける方法により入手している。
	多治見		○	
大阪	大阪中央	○	-	労働局が、県等の担当部局から届出情報を依頼し入手し、解体工事現場の状況の把握等に利用。このため、各監督署には入手についての指示は行っていない。
	堺		-	
広島	広島中央	-	○	労働局は各監督署で対応するよう指示。広島中央監督署では、県等にアスベストが使用された建築物の解体に係る届出があった都度、県等から当該届出書の送付を受けており、呉監督署では、県等にアスベストが使用された建築物の届出があった際には電話で情報提供される方法により入手している。
	呉		○	
香川	高松	×	×	労働局は、建設リサイクル法に基づく届出は、特定建築資材(木材、コンクリート等)を用いたものでアスベストは対象外のため入手する必要性がないとして未入手。高松及び坂出監督署では、労働局が各行政機関と調整を行い入手した情報の提供を受けているが、建設リサイクル法に基づく届出情報の提供は受けていないとしている。
	坂出		×	
福岡	福岡中央	×	×	労働局及び監督署とも、建設リサイクル法に基づく届出件数がとても多く、この中からアスベストが使用されている建築物を見つけることは困難であり、また、過去の例からみて本当にアスベストが付着されている建築物は少ないとみられるとして、入手していない。
	久留米		×	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「×」印は、建設リサイクル法に基づく届出情報を都道府県等から入手していないものである。

3 「-」印は、建設リサイクル法に基づく届出情報を労働局又は管内の監督署のいずれかが入手しているものである。